

平成23年第4回幸田町議会定例会会議録（第6号）

議事日程

平成23年12月22日（木曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第49号議案 字の区域の設定及び変更について
- 第50号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第51号議案 幸田町証紙条例の一部改正について
- 第52号議案 幸田町暴力団排除条例の制定について
- 第53号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第54号議案 幸田町公共駐車場条例の一部改正について
- 第55号議案 財産の取得について（高度情報化（グループウェア用）パソコン）
- 第56号議案 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
- 陳情第5号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 浅井武光君 | 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君 | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 大獄弘君 |
| 16番 池田久男君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|------------------|--------|------------------|--------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 総務部長 | 伊澤伸一君 | 健康福祉部長 | 杉浦護君 |
| 参事 | 中山豊君 | 環境経済部長 | 烏居元治君 |
| 建設部長 | 鈴木富雄君 | 会計管理者 | 鈴木政巳君 |
| 総務部次長兼
総務課長 | 大竹広行君 | 監査委員事務部局
事務局長 | 長谷寿美夫君 |
| 教育長 | 内田浩君 | 教育部長 | 伊藤光幸君 |
| 教育部次長兼
学校教育課長 | 春日井輝彦君 | 消防長 | 近藤弘君 |
| 消防次長兼
予防防災課長 | 黒野英男君 | | |

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり御熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。
した。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（池田久男君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 伊澤伸一君 登壇〕

○総務部長（伊澤伸一君） 議長のお許しをいただきましたので、御報告申し上げます。

12月16日開催の総務委員会において要求のありました資料を、本日、お手元に印刷配付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

〔総務部長 伊澤伸一君 降壇〕

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者15名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付いたしましたとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、7番 浅井武光君、8番 酒向弘康君の両名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、第49号議案から第56号議案までの8件と陳情第5号の1件を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

8番、酒向弘康君。

〔8番 酒向弘康君 登壇〕

○8番（酒向弘康君） 総務委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告いたします。

総務委員会審査結果報告書

平成23年12月22日

議長 池田久男様

委員長 酒向弘康

平成23年第4回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次

のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第49号 字の区域の設定及び変更について。団体営農村総合整備モデル事業市場地区の施行に伴い、字の区域を設定及び変更する必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第50号 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第51号 幸田町証紙条例の一部改正について。住民サービスの向上及び行政事務の効率化を図ることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第52号 幸田町暴力団排除条例の制定について。健全な社会活動の発展と安全で安心な地域社会の実現を図る上で、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第55号 財産の取得について（高度情報化（グループウェア用）パソコン）。高度情報化（グループウェア用）パソコンの取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第56号 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第3号）。第1条歳入全部 4,576万9,000円追加。歳出 10款議会費 40万円減額。15款総務費 5,103万9,000円追加。50款消防費 335万2,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔8番 酒向弘康君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

7番、浅井武光君。

〔7番 浅井武光君 登壇〕

○7番（浅井武光君） 産業建設委員会審査結果報告書を朗読をもって報告いたします。

産業建設委員会審査結果報告書

平成23年12月22日

議長 池田久男様

委員長 浅井武光

平成23年第4回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果、付記と読み上げます。

第54号 幸田町公共駐車場条例の一部改正について。相見駅駐車場開設及び幸田駅西第1駐車場改修に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第56号 平成23年度幸田町一般会計補正予算(第3号)。第1条歳出 35款農林水産業費 465万円追加。40款商工費 35万円追加。45款土木費 100万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

[7番 浅井武光君 降壇]

○議長(池田久男君) 次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

9番、水野千代子君。

[9番 水野千代子君 登壇]

○9番(水野千代子君) おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

文教福祉委員会審査結果報告書

平成23年12月22日

議長 池田久男様

委員長 水野千代子

平成23年第4回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第53号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。平成24年1月4日に愛知郡長久手町を長久手市とすることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第56号 平成23年度幸田町一般会計補正予算(第3号)。第1条歳出 20款民生費 353万3,000円減額。25款衛生費 630万円減額。55款教育費 438万9,000円減額。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第5号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書。介護・福祉・医療など社会保障施策の拡充、市町村の福祉施策の充実を求め、国・県等に対し意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上でございます。

[9番 水野千代子君 降壇]

○議長(池田久男君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(池田久男君) 以上で、総務常任委員長の報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(池田久男君) 以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(池田久男君) 以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案8件と陳情1件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(池田久男君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

14番、伊藤宗次君。

[14番 伊藤宗次君 登壇]

○14番(伊藤宗次君) 議案番号52 幸田町暴力団排除条例の制定についてであります。

愛知県は、遅まきながら、4月1日、この条例を施行し、さらに10月1日、東京都と沖縄県が暴力団排除条例を施行し、全国47都道府県すべてで出そろいました。幸田町条例もほかの自治体と同様に、自治体が結ぶ契約から暴力団及びその関係者を排除し、事業者が暴力団に利益供与することを禁止するなどの条例の内容であります。

暴力団は、常態的に犯罪行為を繰り返し、市民生活を脅かす反社会的勢力であります。一つの条例で根絶できるほど生易しい集団ではありません。条例制定をしたから、それでよしというものではなくて、条例を制定した側の本気度が試されることにもなっております。総務委員会での条例議案の質疑・審議等に対応する当局の本気度に疑問と不安を抱くものであります。

条例案第9条は、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定める」、このように規定いたしておりますが、当局答弁は、必要な事項を別に定める考えはないというものであります。

現在あります、幸田町が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要綱、あるいは幸田町営住宅における暴力団排除に関する取扱要綱で事足りているとする答弁でございます。それでは、この条例案と2本の要綱はどんな問題を持ち、取り扱いをしているかということでもあります。

条例案と事務取扱要綱は、暴力団などの排除と指名停止、参加させない措置を講ずる、このように同列で扱っていることでもあります。

排除とは、押しのけ、取り除くことでもあります。指名停止、参加させないということは、指名停止の最長期間は1年であります。状態が改まらない限り、最長指名停止期間1年の繰り返しだという答弁であります。

改まらない限り参加させないということの意味は、参加の是非の判断は幸田町長の胸先三寸にあるというものであります。なぜ、排除規定で対処しないのか。そこには、排除せず、逃げ道やくそ道が用意をされているということでもあります。

さらに、一般競争入札の実施でどこまで暴力団などが排除できるかの質問に、当局答弁は、排除も指名停止もどう具体的に対処するかは答弁はございませんでした。つまり、

どこまで本気で取り組むのか、本気度が試されているのに、その本気度を伺わせる姿勢、答弁さえ示し得ないというものであります。

例えば、事務取扱要綱第4条3項で、「町長は排除措置の通知をしたときは、排除業者の商号または名称、所在地、排除措置の期間及び理由を公表するもの」と、義務規定としてこのように定めております。その前提は排除措置であって、期限付きの指名停止ではないということとして、さらにこの問題についても、公表はしないものとする、こういう見解であります。

一方、町営住宅の取扱要綱では、排除規定はあっても、停止期間の定めはございません。なぜなのか。それは、停止期間がなじまない自治体の事務事業だからであります。しかし、この条例案第1条の目的では、この条例は町が実施をする施策の基本になる事項などを定めると、このように規定をいたしております。

条例の目的を明記をしながら施策の基本に排除と、指名停止という逃げ道、あいまいさを設けているという不十分さがございます。それは、まさにその本気度が試される規定を持っているという弱点である条例案の内容であります。

この条例案は、愛知県警がモデル条例案を示して、必要な字句、つまり幸田町という自治体の名前だけをつけ加えたのみで議会提出をしているという、そのことは総務委員会の質疑の中でも当局答弁で明らかであります。それは、まさに警察がつくった条例のコピー条例案が実態だというものであります。

その実態は、都道府県、市町村それぞれの条例は、役割分担の条例規定がございすが、実態は警察によるコピー商品だということであります。排除と期限を定めた停止期間が混在をする矛盾を持つ内容でございます。

そういう内容であっても、自治体が独自の判断で、この警察の案文、条例案を添削できないという縛りがあるということでもございます。警察任せの排除条例であって、警察に情報を集中させ、警察による情報の使い分けにゆだねるというもので、自治体の本気度が見られないという不十分な条例規定であるということでございます。

都道府県と市町村条例が不離一体の関係にあるということでありますが、そのことによって、条例が警察によって乱用をされて市民の権利が侵されるようなことがあれば、市民や事業者の協力が得られなくなってくるという、かえって逆効果にもなりかねない側面を持つ条例でもございます。

この条例案が、だれもが暴力団を恐れない、金を出さない、利用しない、この道をとるように、励ますように運用されるべきであると同時に、自治体の本気度を示す運用をすべきであることを主張をし、討論といたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（池田久男君） ほかに賛成討論はありますか。

13番、丸山千代子君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 陳情第5号 文教福祉委員会の委員長の報告は、陳情に対して反対でありましたが、私はこの陳情に賛成の立場から討論をしてまいります。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書であります。

野田内閣が年内策定を目指す「社会保障・税の一体改革」で、社会保障改革案の内容を民主党が了承をし、消費税10%への引き上げ時期などの議論に入るとされております。

民主党の社会保障案は、医療・介護・年金・保育・生活保護など、これらに及び、給付削減とともに負担増という、国民犠牲の大改悪路線の推進であり、許されるものではありません。

民主の社会保障案の重大な中身を象徴的に示しているのは、来年10月から実施する年金支給額の削減であります。

過去の物価下落時に引き下げずに凍結するなどとした2.5%分を3年かけて削減をするというもので、わずかな年金額からさらに毎年約0.8%削ろうという、年金受給者に大変非情な措置であります。

介護保険の利用料引き上げ法案を来年の通常国会に提出する方向で検討をするとしたことは、まさに負担あって介護なしの実態を一層加速させるものであり、重大であります。

また、医療機関を受診するたびに、窓口負担に1回100円を上乗せして支払う受診時定額負担の導入、70歳から74歳の医療費窓口負担の2倍化などは、世論の厳しい批判を受け、来年度からの実施は見送りました。自民党政権時代にさえ実現できなかった、このような案を持ち出すこと自体が、国民への犠牲の押しつけであります。

社会保障制度を大きく削り込んだ上に、消費税増税を押しつける一体改革は、国民の未来を閉ざす道であり、暴走をストップさせなければなりません。社会保障拡充の財源は、消費税増税に求めるのではなく、無駄の削減と富裕層・大企業への応分の負担、所得に応じた税制改革で確保すべきと主張するものであります。

愛知県の大村知事が座長を務める愛知県行政合理化推進会議に示した行革大綱に係る重点改革プログラム素案には、県民向けサービスの切り下げと家計負担増につながる見直しがメジロ押しであります。

県の福祉医療制度は、乳幼児、障害者、母子・父子家庭、75歳以上の高齢者を対象に、医療保険の患者負担分を県と市町村が折半で補助し、医療費を無料にする仕組みであります。県の制度見直しで県補助が削減されると、無料制度を維持するためには、市町村が県の削減分を肩がわりすることになります。こうした福祉医療制度、4者すべてに一部負担金が導入されると、負担増は全県民の10人に1人で、約84万人に影響を及ぼすものであります。

大村県政は、大企業誘致補助や新たな大型開発事業への集中投資の財源確保のため、福祉医療改悪をねらってきているのであります。国や県が医療・介護・福祉・年金など社会保障の改悪をより一層進めようとしているからこそ、国民の命と暮らし、県民サービスの切り捨てを許さない態度が求められるのではないのでしょうか。

その立場から、この陳情の趣旨を酌み取り、国や県に対して意見書の提出、また町の施策拡充を求めて、賛成討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（池田久男君） ほかに賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（池田久男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第49号議案 字の区域の設定及び変更について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第49号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第50号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第50号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第51号議案 幸田町証紙条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第51号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第52号議案 幸田町暴力団排除条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第52号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第53号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第53号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第54号議案 幸田町公共駐車場条例の一部改正について、本案に対する委員

長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第54号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第55号議案 財産の取得について（高度情報化（グループウェア用）パソコン）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第55号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第56号議案 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第56号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第5号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第5号は、不採択することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

お諮りをいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、平成23年12月5日に招集された第4回幸田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 9時36分

○議長（池田久男君） 閉会に当たり、町長のあいさつを行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 平成23年第4回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、本定例会に当たりましては、去る12月5日から本日まで18日間の長期にわたり、大変御多用にもかかわらず、終始御熱心に審議をいただき、私どもから提案させていただきました全議案とも可決・承認を賜りましたことを心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議・委員会の審議の際にいただきました御意見・御指摘等を十分に留意いたし、今後の行政執行に活かしてまいりたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

また、今回、11名の議員の皆様方からいただきました一般質問につきましても、どなたの質問につきましても時宜を得た内容で、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討を加え、今後の町政推進に活かしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

ここで、1点御報告をさせていただきます。

17日の土曜日に新聞報道されておりますが、念願でありました町北部の拠点となります相見駅の開業日が、ダイヤ改正に合わせた来春の3月17日の土曜日に決定されました。また、前日の3月16日の金曜日には開業式典を予定いたしておりまして、詳細につきましては、今後、御案内させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本年も、あと残すところ1週間ほどで新しい年を迎えるわけですが、年の暮れから年明けにかけて寒さが厳しくなるというふうに聞いております。議員各位には、体調管理にはくれぐれも御留意いただきまして、迎える年が幸田町と皆様にとって幸多い年でありますようにお祈り申し上げ、閉会に当たりましてごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） 議員各位には、何かと多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますようお願いいたします。

ことしも、余すところわずかとなりました。新しい年がよい年でありますことを心から御祈念申し上げます。

ここで、1点御連絡を申し上げます。

議会運営委員会を本日9時45分から第2委員会室で開催いたしますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。

大変御苦勞さまでした。

これにて散会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成23年12月22日

議 長 池 田 久 男

議 員 浅 井 武 光

議 員 酒 向 弘 康